2026年(令和８年)11月号　No.731

# 勤労ふじさわ

発行：藤沢市産業労働課　藤沢市朝日町1-1　藤沢市役所本庁舎8階　☎0466-50-8222
URL:https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html
本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省は、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを進めるため、集中的な広報・啓発を実施しています。

### 職場のハラスメント対策は、企業の義務です！

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメントの対策をしましょう。

### いざというときに備えて、ハラスメントを知ろう！（それぞれ以下の類型があります）

#### パワーハラスメント

- 身体的な攻撃(暴行・傷害)
- 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- 人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- 過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- 過小な要求(業上の合理性な務く能力と経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- 個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)

#### セクシュアルハラスメント

- 対価型（労働者の労働条件が不利益を受ける）
- 環境型（労働者の就業環境が害される）

#### 妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント

- 制度等の利用への嫌がらせ型（制度又は措置の利用に関する言動により就業環境が害されるもの）
- 状態への嫌がらせ型（女性労働者が妊娠したこと出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

日頃のコミュニケーションと相談を受けやすい環境整備がカギ！

### 企業はどう対応すればいい？

#### ハラスメント対策として事業主が必ず講じなければならない措置

- 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 職場における妊娠・出産等、介護休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置



**事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット**
https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001338359.pdf

**ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」**
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

**職場におけるハラスメントの防止のために（厚生労働省）**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

# 個人住民税の特別徴収について

**事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが地方税法の規定により義務付けられています。特別徴収への切り替えにご協力ください。**

## 個人住民税の特別徴収税額の一括徴収について

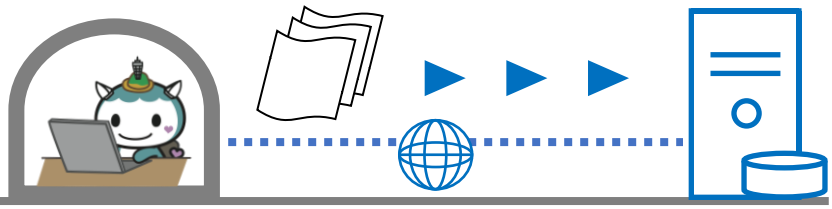
個人住民税の特別徴収事務について、１月１日から４月３０日までの期間に退職・休職された従業員については、特別徴収税額の一括徴収が義務付けられております。未徴収税額については、給与や退職金等から徴収をお願いいたします。また、その際には、必ず「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

なお、６月１日から１２月３１日までの期間についても、従業員本人から申し出があった場合は、一括徴収していただくことができます。一括徴収を利用すると、当該年度の未徴収税額を普通徴収（個人納付）にする必要がなくなりますので、ぜひご利用ください。

## eLTAXを利用した給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の提出手続きを、自宅やオフィス等のインターネットを利用して、eLTAXで行ってみませんか。eLTAXを利用することで、複数の自治体へ給与支払報告書を一括提出できます。
eLTAXを利用した給与支払報告書の提出にご協力ください。
※eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネット上で電子的に行うシステムです。
※詳細は下記事をご確認ください。

**問い合わせ**
藤沢市役所　市民税課
TEL：0466-50-3510



## 市税の申告・納付は、eLTAX（エルタックス）をご利用ください！

**利用のメリット**

◎複数自治体に行う地方税の申告・納付を一括で手続き可能！
◎毎日24時間、いつでもどこでも簡単に手続き可能！
◎無料のeLTAX対応ソフトウェアで申告書作成をサポート！

**お手続きはコチラ**

**利用者IDを共有すると…**




取扱税目：個人住民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税
納付方法：口座振替（ダイレクト納付）、インターネットバンキング、クレジットカード納付

**問い合わせ**
●藤沢市役所　納税課
TEL：0466-50-8370
●eLTAXヘルプデスク連絡先
TEL：0570-08-1459（月～金　午前９時－午後５時）

## 固定資産税(償却資産)の申告期間は2027年1月4日(月)～2月1日(月)です

償却資産とは、法人・個人で工場や商店などを経営している方やアパートや駐車場などを他者に貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物、機械、工具、器具、備品等のことです。（土地や家屋、自動車税・軽自動車税対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。）

法人・個人を問わず、事業をされている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日時点で所有する事業用の資産を、その資産が所在する市町村に申告しなければならないことになっています。

### ◆申告が必要な方

●令和９年1月1日現在、市内で償却資産を所有している法人又は個人

●令和９年1月1日現在、市内での事業に償却資産を貸し付けている法人又は個人

### ◆申告書の提出方法

（1）インターネット（eLTAX）により申告データを提出する

（2）藤沢市役所資産税課へ持参もしくは郵送で提出する

### 【令和９年度申告の変更点】

・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、申告書の様式と、一部の記載事項が変更になりました。

・令和８年度税制改正により、令和９年度から免税点額が変更になりました。150万円→180万円

※申告した償却資産の課税標準額の合計が180万円に満たないときは課税されませんが、課税の有無は申告書をもとに課税標準額を算出し決定します。そのため、資産の多少に関わらず申告いただく必要があります。

※eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。
https://www.lta.go.jp/

※様式ダウンロードや詳細については市のホームページをご確認ください。
https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kurashi/zekin/koteshisan/shokyaku/index.html

**問い合わせ**　藤沢市役所　資産税課　TEL：0466-50-3511





## 一緒に考える「働き方相談室」～キャリアカウンセリング～

仕事や職場、就活、転職の悩みはいろいろありますが、身近に相談できる人はなかなかいないかもしれません。Fプレイスでは、「一緒に考える働き方相談室」として、個別のキャリアカウンセリングを50分間無料で受けることができます。自分一人で考えるより、資格を持った経験のあるキャリアコンサルタントと一緒に考えてみませんか？

| | |
|---|---|
| **実施日時** | 毎週水曜日、木曜日、金曜日、日曜日<br>午前９時３０分から午後５時３０分（予約制）　５０分／回 |
| **申し込み** | 藤沢市民センター・労働会館等複合施設（Ｆプレイス）就労支援担当へ<br>電話またはメール |
| **相談方法** | 対面式（オンラインカウンセリングも受付中） |
| **TEL** | 0466-26-7811 |
| **メール** | fplace1@career-drive.jp |
| **URL** | https://www.fujisawa-roudoukaikan.com/counseling/ |



# 人材不足解消セミナー

## 「人が集まり、定着する会社づくり～従業員の健康から考えるこれからの経営～」

藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町で構成する「湘南広域都市行政協議会」では、中小企業の人材不足解消をテーマとしたセミナーを開催します。健康経営の視点から、人材確保・定着につながる職場づくりについて学びます。

**日時**：2027年1月18日（月）
午後2時～午後4時

**会場**：茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4・5

**対象**：藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町内の事業者等

**定員**：30人（先着順）　参加費無料

お申込みは
こちらキュン♡



**内容**
第1部：基調講演
「人が集まる会社には理由がある～健康経営思考から考える～」
（講師：（同）OHコンサルティングむさしの　菅　裕彦氏）

第2部：事例紹介・セッション
「ウチもできた健康経営」
登壇者：（株）茅ヶ崎技研、（株）ランテック、（同）OHコンサルティングむさしの

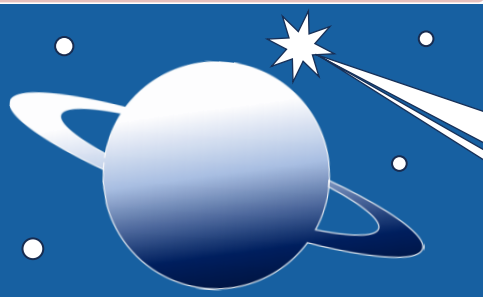
**問い合わせ**
（公財）湘南産業振興財団
TEL：0466 - 21 - 3811（平日午前9時～午後5時）
FAX：0466 - 24 - 4500
メール：conso@cityfujisawa.ne.jp



12月1日（火）～ 1月15日（金）午後5時までに、申込フォームまたは電話・FAX・メールでお申し込みください。
※チラシ・参加申込書は、湘南産業振興財団のホームページからダウンロードできます

# 「宇宙産業セミナーin藤沢 ～宇宙ビジネスへの第一歩～」

**日時：12月11日（金）午後3時～午後5時**
**参加費無料　/　定員30名（先着順）**



宇宙産業への参入に関心のある企業や、新規事業を検討している企業等を対象に、宇宙産業の動向や新規参入に向けたポイントを学ぶセミナーを開催します。講演後には参加者同士の交流会も行います。

| | |
|---|---|
| 会場 | ロボット企業交流拠点「ロボリンク」セミナールーム<br>（藤沢市藤沢559角若松ビル6F） |
| 講師 | Booster Brain Consulting 代表<br>中小企業診断士　齋藤　崇史　氏 |
| 対象 | 宇宙産業への参入や新規事業を検討している企業等 |
| 申し込み | 市のホームページまたは右記二次元コードからお申し込みください。<br>https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/utyuu/utyuusangyousannyuusokusin.html |
| 問い合わせ | KANAGAWA　Space　Village<br>TEL:042-703-3123 |




主催：神奈川県　　共催：藤沢市
協力：株式会社横浜銀行、公益財団法人湘南産業振興財団
事務局：株式会社さがみはら産業創造センター